令和８年度　母子保健指導者養成研修
こども家庭センターに関する研修



こども家庭センターにおける母子保健と児童福祉の連携

― それぞれの専門性を活かした一体的支援 ―

秀明大学看護学部
小稲　文

本日の内容

Ⅰ．こども家庭センターの概要
― 設置背景・根拠法令・役割

Ⅱ．母子保健と児童福祉の役割と連携
― それぞれの専門性と一体的支援

Ⅲ．サポートプランの位置づけと作成
― 本人・家族とともにつくる支援

こども・妊産婦・家族を中心に、一緒に考える

本日の講義で考えたいこと

母子保健と児童福祉が
同じ組織にいれば
「一体的支援」なのでしょうか

それぞれの専門性を活かすとは何か

Ⅰ

こども家庭センターの概要

設置背景・根拠法令・役割

なぜ、こども家庭センターなのか

母子保健機能
子育て世代包括支援センター等

児童福祉機能
市区町村子ども家庭総合支援拠点等

↓

こども家庭センター

母子保健機能と児童福祉機能による一体的な相談支援

組織を一つにすることだけが目的ではない

こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和8年2月19日改正,P.1）を参考に講師作成

こども家庭センター設置の背景

子育て世代包括支援センターと
子ども家庭総合支援拠点との機能を一体化

妊産婦・こども・子育て家庭が抱える課題の複雑化・複合化

↓

母子保健と児童福祉が、それぞれの専門性から支援

↓

両分野の情報や支援方針を共有し、連携して支援する必要性

↓

母子保健と児童福祉による一体的な支援へ

こども家庭センターは、それぞれの専門性を活かして、一体的に支援する体制へ

こども家庭センターの法的根拠

母子保健法（第22条）
母性並びに乳児・幼児の
健康の保持・増進に関する
包括的な支援

児童福祉法（第10条の2）
市町村は、こども家庭センター
の設置に努める
児童・妊産婦の福祉に関する
包括的な支援

↓

こども家庭センター
母子保健機能　＋　児童福祉機能
双方の機能を一体的に運営

二つの法制度に基づく機能を、一体的に運営する

出典：児童福祉法第10条の2、母子保健法第22条
こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和8年2月19日改正）を参考に講師作成

こども家庭センターの対象と役割

対象

すべての妊産婦
すべてのこども
すべての子育て家庭

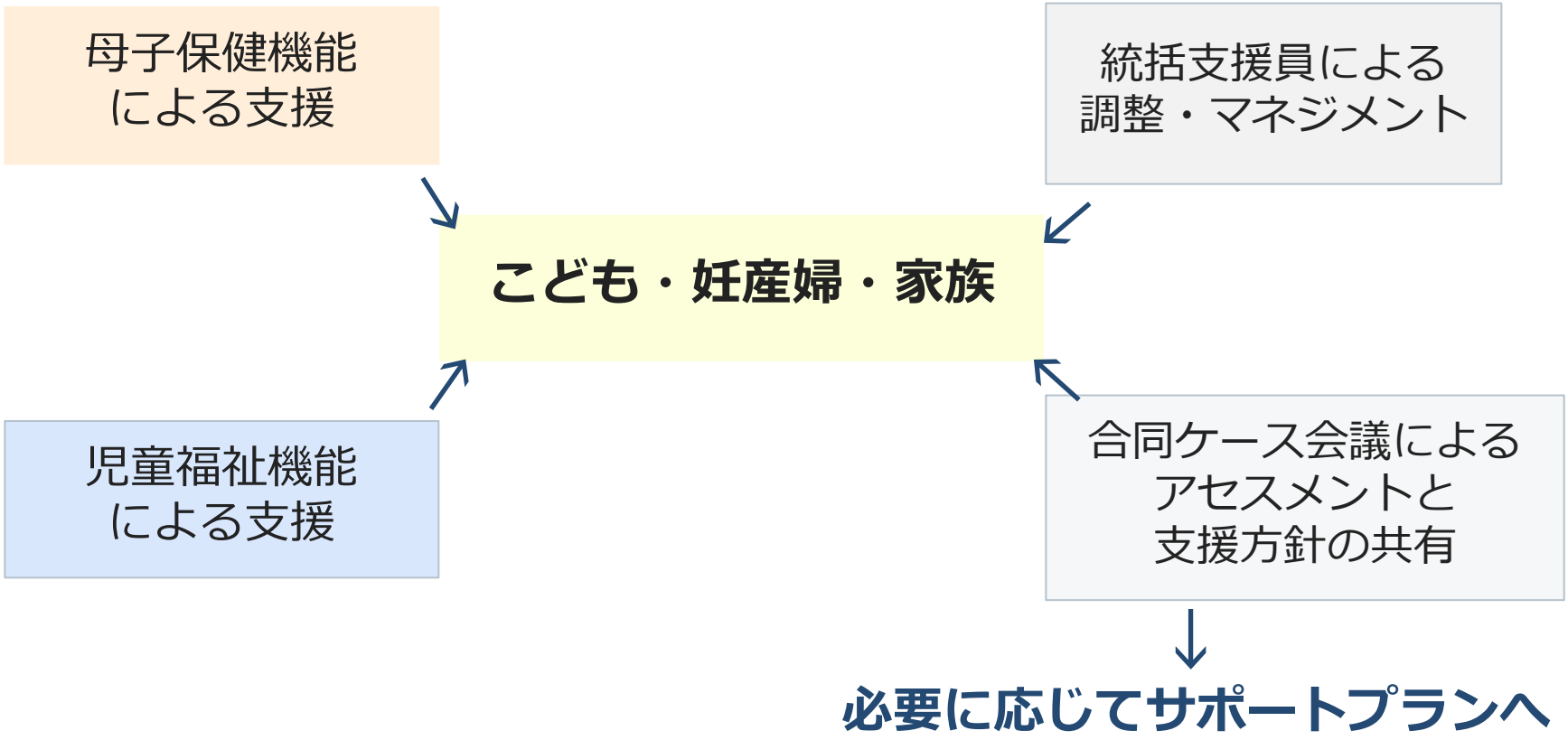
役割

・相談に応じる
・ニーズを把握する
・必要な支援につなぐ
・継続的に支援・調整する
・関係機関、地域資源と連携する

「困ったら来てもらう、関わる」だけではなく、早期から切れ目なく支援する

こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和8年2月19日改正,p.5-6）を参考に講師作成

一体的支援とは何をすることか



こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和8年2月19日改正，p.17-25）を参考に講師作成

Ⅱ

母子保健と児童福祉のそれぞれの役割と連携

それぞれの専門性を活かした
一体的支援

同じ親子を見ても、見えるものが違う

母子保健の視点

健康
妊娠・出産
発育・発達
予防

→

こども・
妊産婦・家族

←

児童福祉の視点

生活
養育
安全
権利

見えるものが違うからこそ、二つの視点を合わせる意味がある

こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和8年2月19日改正）を参考に講師作成

母子保健から見えること

妊娠期からの支援では、妊娠・出産・子育ての経過を通して、家庭全体の状況を継続的に把握する

心身の健康

発育・発達

予防

・妊娠・出産からの経過
・発育・発達の経過
・母親・こどもの健康状態の変化
・親子関係・育児状況の変化
・予防・早期支援の可能性

こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和8年2月19日改正）を参考に講師作成

児童福祉から見えること

児童福祉の視点では、こどもの状況とともに、家庭全体の状況や養育環境を捉え、必要な支援を考える

生活

養育状況

こどもの安全

・家庭の生活状況
・親子関係・養育状況
・相談できる人、支援者はいるか
・経済面、住まいに困難はないか
・利用しているサービス・関係機関
・こどもの安全

こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和8年2月19日改正）を参考に講師作成

福祉の目線から母子保健を見る

母子保健では、健康状態とあわせて
その背景にある「生活」に目を向ける

母子保健で確認すること
- 妊産婦の健康
- 胎児・乳幼児の状態
- 発育・発達
- 育児負担
- 親子関係

＋

福祉は生活の広がりを見る
- 誰と暮らしているか
- 頼れる人はいるか
- 生活は安定しているか
- 支援を利用できるか
- こどもの安全はどうか

健康を見ることから、健康を生み出す生活を見ることへ

こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和8年2月19日改正）を参考に講師作成

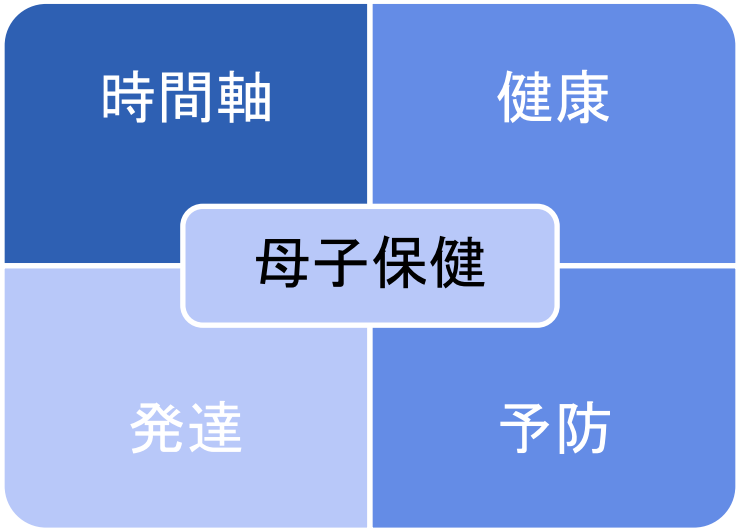
母子保健の目線から福祉を見る

母子保健では、今の状況に至る経過と
これからを見る

母子保健の視点から加えて見ること

- 妊娠・出産からの経過
- こどもの発育・発達の経過
- 母親・こどもの健康状態の変化
- 親子関係・育児状況の変化
- 予防・早期支援の可能性

母子保健は時間のつながりを見る



児童福祉の支援に母子保健の視点が加わることで、「今の危機」だけでなく、妊娠期からの経過や、発育・発達、健康状態、親子関係の変化を捉える

こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和8年2月19日改正）を参考に講師作成

母子保健と児童福祉の専門性の違い

◆保健・福祉のそれぞれの業務の歴史と専門性

母子保健	児童福祉
保健活動は予防活動といわれるように将来を予測しての活動が多い	現在直面している問題が第一優先課題で、危機への対応を行う
「予防的視点から問題の明確化」をめざし、対象者のもつ力を発揮できることを問題解決の主眼において役割を遂行する	ケースの生活を支える生活自体を中心にみる
	生活実態を取り巻く情報が入るシステムがある

それぞれの専門性を知る

こども家庭センターでは、
母子保健と児童福祉が同じになるのではなく、
それぞれの専門性を活かして支援を考える

母子保健が重視してきた視点
健康・発達・予防

「今、問題が起きているか」だけでなく、今後の健康・育児上の課題を予測する

児童福祉が重視してきた視点
生活・養育・安全

家庭の「生活」を支え、こどもが安全に育つ環境を整える

違いをなくすのではなく、違いを持ち寄る

こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和8年2月19日改正，p.17，p.30-32）を参考に講師作成

母子保健と児童福祉はどこで交わるのか

母子保健の流れ（主な場面）

妊娠届 → 妊婦健康診査 → 産婦健康診査 → 新生児訪問 → 乳幼児健康診査 → 家庭訪問 → 未受診対応 → 継続支援

全期間を通じて継続的に行う支援（いつでも・繰り返し）

- 妊娠の届出状況の把握、支援ニーズの確認
- 健康状態の確認、リスクの早期把握
- 産後うつ・育児不安の確認
- 家族状況・養育環境の把握
- 成長・発達の確認、養育状況の確認
- 家庭の課題の確認、支援プランの見直し
- 未受診の背景の確認、支援の働きかけ
- 虐待リスクの把握
- 要対協等での協議・支援方針の検討
- 児童相談所等・関係機関へのつなぎ
- 情報共有・アセスメント
- 支援の評価・見直し、継続支援

妊娠期から切れ目なく、必要に応じて繰り返し行う支援の取組

交わるポイント（連携の場面）

妊娠届出時からの情報交換・早期支援（気になるサインの共有）	健診・訪問での情報共有（気になるサインの共有）	リスク把握後の相談・情報共有（必要時に迅速につなぐ）	支援方針の共有・協働支援（継続的な見守り）

連携する機関・体制

要保護児童対策地域協議会（要対協）を中心に、関係機関が連携して支援

保健師（母子保健）・こども家庭センター（母子保健・児童福祉の一体的支援）・児童相談所
医療機関・助産師・教育（学校）・保育所・認定こども園・福祉機関
地域（要保護児童対策地域協議会・民生委員・地域団体など）

目指す姿

早期に気づき、つなぎ、支え続けることで、こどもと家庭の安全・安心な生活を守る

出典：母子保健法、児童福祉法、こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和６年２月19日）等を参考に講師作成

「連携」から「一体的支援」へ

連携

母子保健

↓ 情報提供

児童福祉

一体的支援

母子保健　　児童福祉

↓

こども・家族のニーズ

↓

共通目標・役割分担

必要に応じてサポートプランへ

一体的支援をどう実現するか

母子保健と児童福祉の専門性を持ち寄るだけでは、
まだ「一体的支援」にはならない

一緒にアセスメントする

支援方針を共有する

↓

同じ目標に向かって役割を分担する

こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和8年2月19日改正，p.17-21）を参考に講師作成

保健と福祉の認識のずれを埋める努力

専門性がコミュニケーションにもたらす分断とは

人々が「専門家」になる過程で身につけた
コミュニケーションスタイルや思考パターンが
有効な連携・共創を阻害する

思考と視点ズレによる専門性の「タコツボ化」

＊「タコツボ化」とは
組織やチームが他の部門やグループとの連携を避け、それぞれの専門分野や部門に閉じこもってしまう状態

中山俊秀・藤原武男：「微重力思考」のすすめ―真の学問融合へのアプローチ．大修館書店，2025，p.2–10.

保健と福祉のネットワーク化

自己完結　→　連携・調整しながらチームで仕事



保健と福祉の認識のずれを埋める努力

適切な情報共有（リスク・コミュニケーション）

- 関係機関との連絡・調整
- 合同ケース会議の開催・運営

対象者であるこどもと家族の生活を支える

まとめ役　統括支援員

統括支援員は、一人で決める人ではなく、
チームが機能するように支援を調整する役割

行っている支援に対して判断をする

⇒　**モニタリング**

支援方針の確認
支援のモニタリング

相談支援を**俯瞰的にみて調整する**

⇒　**全体把握力**

両機能を調整

チームメンバー間の倫理を保つ(急がない、攻撃しない、非難しない)

⇒　**チーム力↑**

余裕のなさを横の関係で元気づける

◆相手に疑問点等を聞ける関係性の構築
◆対応を押しつけず、共に考え行動するチームを作る

⇒ **チーミング**

こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和8年2月19日改正，p.11-13，p.17-21）を参考に講師作成

チームが機能するために
―心理的安全性とチーミング―

チームが機能するとはどういうことか（チーミング）

エイミー・C・エドモンドソン （2014）

＊チーミングとは
協働するという「活動」を表す造語

「関連ある考えや感情について人々が気兼ねなく発言できる雰囲気」と定義

- 率直に述べたり質問したり考えを共有したりすることを後押しする新しいリーダーシップが必要

メンバーの強みと経験と知識を合わせて、
組織の目標を達成する

合同ケース会議は何のために行うのか

合同ケース会議は、情報を持ち寄るだけの場ではない

情報を共有する

↓

課題・ニーズを整理する

↓

支援方針と役割を共有する

「同じケースを知る」から
「同じ方向を向く」へ

こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和8年2月19日改正，p.19-21）を参考に講師作成

一体的アセスメント

同じ家庭についても、集まる情報はそれぞれ異なる

身体・健康 発育・発達	心理 親子関係・育児不安	社会・生活 家族・経済・住居

↓

情報を統合し、こども・家族のニーズを捉える

「リスクは何か」だけでなく、
「この家庭には何が必要か」を考える

こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和8年2月19日改正，p.17-21）を参考に講師作成

Ⅲ

サポートプランの位置づけ・作成

支援者の計画から、
本人・家族と共有する支援へ

サポートプランは何のために作る

サポートプランは、**対象者の意向**や**ニーズ**を把握しながら、
対象者と**対話して作成する**もの



作成する過程で、
・こども・家族が**困っている**こと
・こども・家族が**望んでいる**こと
・**支援者が一緒にできる**こと
を確認し、**支援の目標や内容を共有**する

聴く

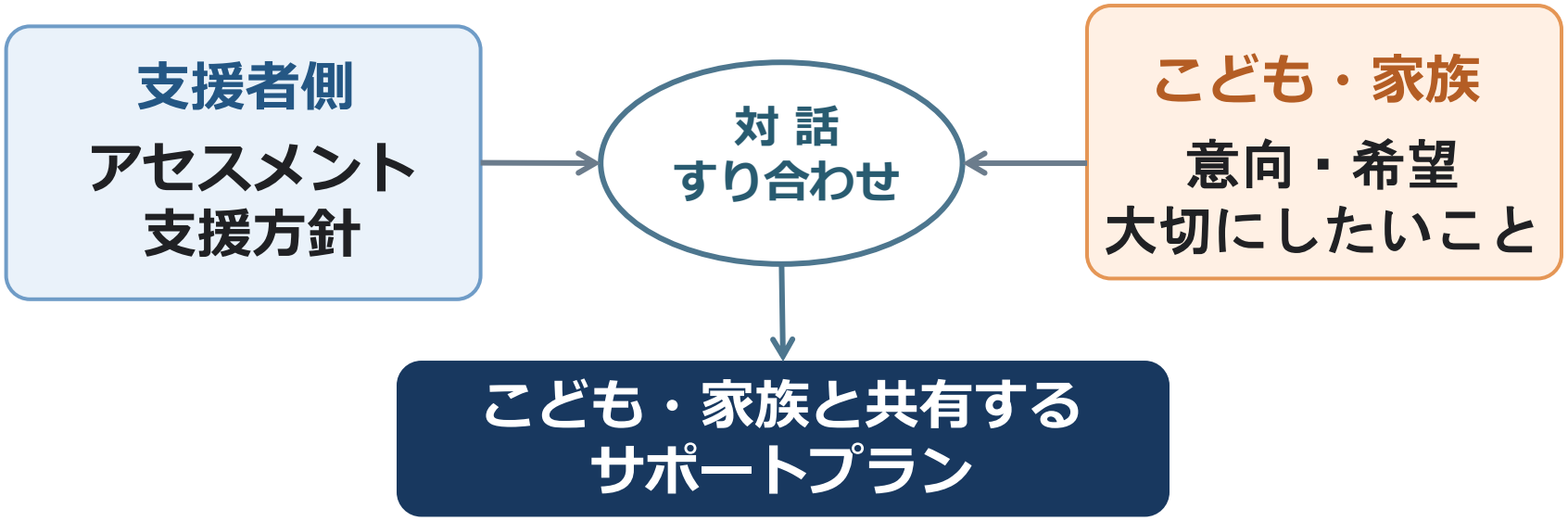
考える

共有する

作成の過程そのものが、支援関係づくりになる

支援計画とサポートプランの関係

支援計画から、共有するサポートプランへ



支援者だけで完成させる計画ではなく、こども・家族との
「協働」のためのツール

こども・家族との面接：何を聞く？

「あなたにはこの支援が必要です」と伝える前に、
こどもが何に困り、どうなりたいと思っているのかを確認する

いま、何に困っていますか

どうなったら少し楽ですか

どんな支援なら使えそうですか

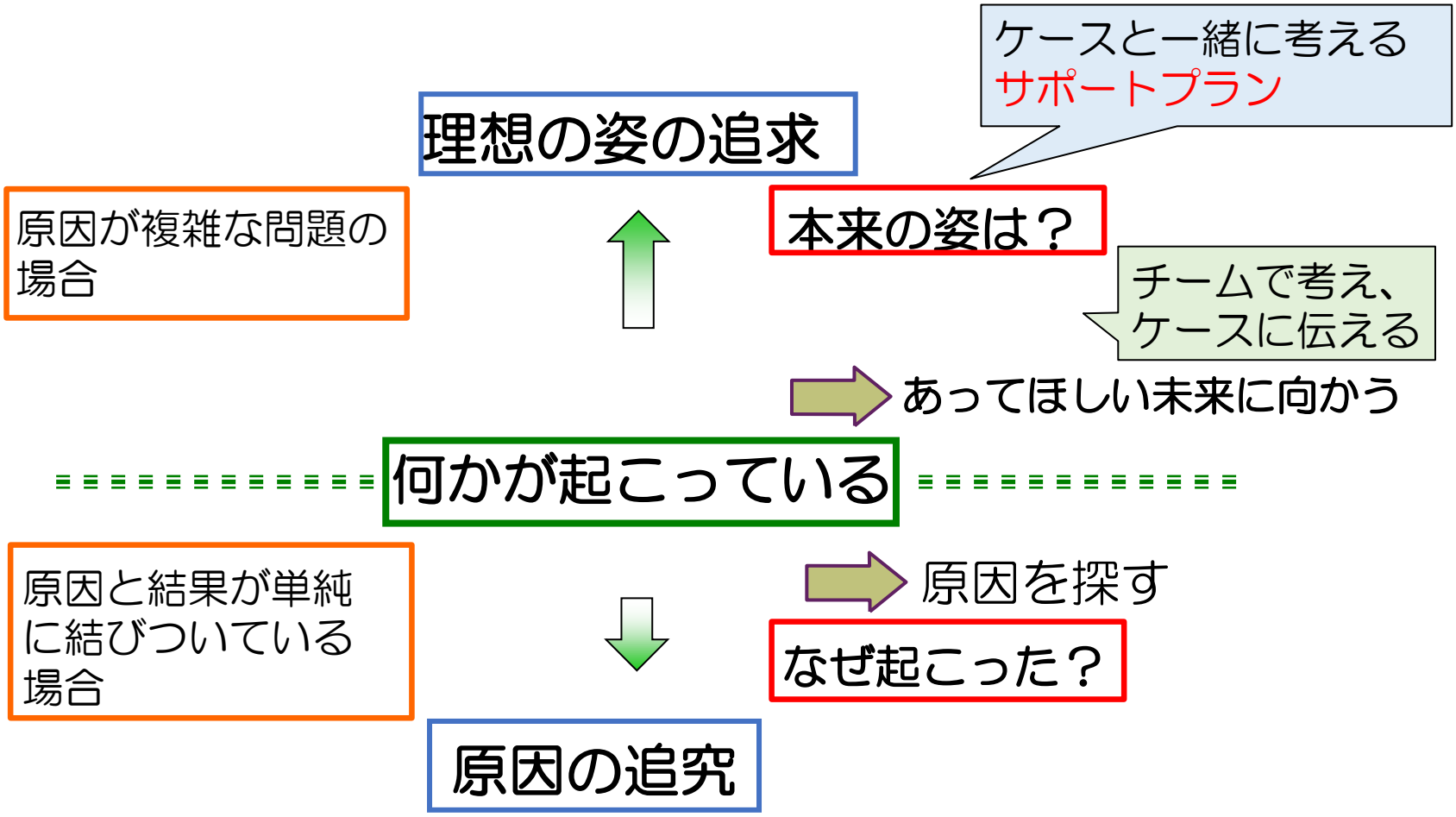
一緒にできることは何ですか

支援者の判断と、こどもと家族の意向をつなぐ

支援者がなぜ関わりを持ちたいと思っているのか伝えることも大切

こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和8年2月19日改正，p.22-24）を参考に講師作成

目標を共につくる意義



目的が共有されると、そのために何をするか」を話し合うことができる

一体的支援の目的はどこにあるか

◆地方自治体の職員としてこどもの命と権利を保障していく ⇒ こどもの健全育成

◆対象者がこれからどう生きていきたいかに焦点をあてた目標づくり

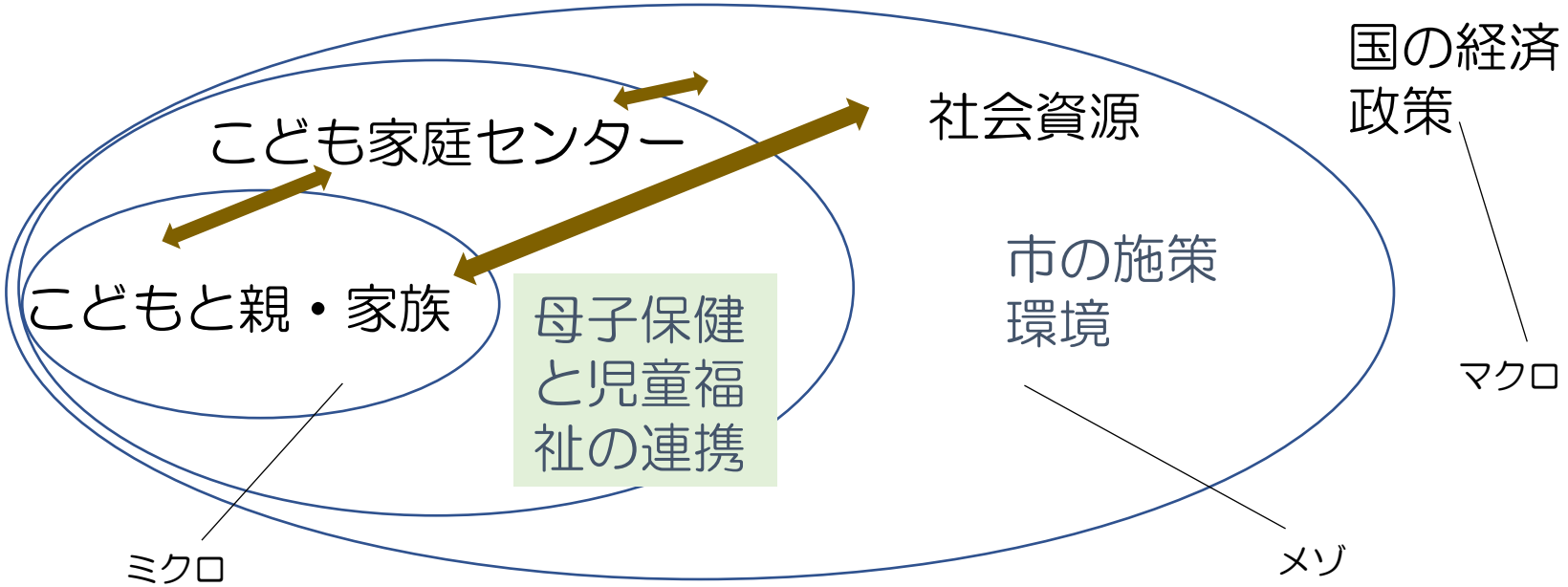
◆目的「何のために」が明確にあると「そのためにどうすればいいか」を話し合うことができる
⇒支援目的と目標の共有

◆個の健康問題を全体の問題へと発展させ、それを施策に結びつけたり、課題に対して調査するなど施策化・事業化を行う

三つの目で支援を見る

こども家庭センターには、個別支援と地域づくりをつなぐ視点が求められる

地域全体に効果が広がるように活動を展開し、健康問題、生活面の問題の解決につながるように働きかける



虫の目

鳥の目

魚の目

誰もが暮らしやすい地域をめざす

一体的支援に向けた心構え

- 相手のスキーマを把握し、ミスコミュニケーションをなくす
 *スキーマとは、経験でできた“考えの型”、情報解釈の土台

 「伝わっている」と思い込んでいないか
 異なった思考の人が集まっていることを意識する

- 一枚の絵をかくようにめざす姿を具体化、共有する
 みんなで一つのところに向かっていく

- 心理的安全性が保たれる関係を結ぶ
 対等な関係性を築く

本日のまとめ

1　こども家庭センターは、母子保健機能と児童福祉機能を一体的に活かす仕組みである

2　母子保健と児童福祉は、専門性が違うからこそこども・家族を立体的に捉えることができる

3　サポートプランは、本人・こども・家族と目標を共有するための道具である

4　個別支援から見えた課題を、地域の支援体制づくりへつなげる

連携の目的は、こどもと家族が地域で安心して暮らせること

こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和8年2月19日改正）を参考に講師作成

一体的支援で大切にしたいこと

- 専門性をなくさない
- 違いを持ち寄る
- 本人・こどもの声を聴く
- 共通の目標をつくる

母子保健 × 児童福祉 × こども・家族

＝

一体的支援

こども家庭庁「こども家庭センターガイドライン」（令和8年2月19日改正）を参考に講師作成

引用・参考文献

1. こども家庭庁．こども家庭センターガイドライン．令和8年2月19日．

2. こども家庭庁．こども家庭センターの業務に関する実践ポイント集．令和7年3月．

3. こども家庭庁．サポートプラン様式集．令和7年3月．

4. 児童福祉法．

5. 母子保健法．

6. 中山俊秀・藤原武男：「微重力思考」のすすめ―真の学問融合へのアプローチ．大修館書店，2025，pp.2–10．

7. Edmondson, A. C. 著，野津智子 訳：チームが機能するとはどういうことか―「学習力」と「実行力」を高める実践アプローチ．英治出版，2014．

※制度・運用については、令和8年2月19日改正ガイドラインを優先して確認